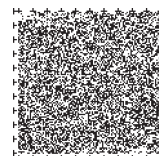


# 第 6 章

---

計画の推進



## 1 計画の推進体制

---

障害のある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等多岐にわたるため、計画の実施は、土浦市地域自立支援協議会を中心に、基幹相談支援センター、当事者、障害者団体、サービス事業者、社会福祉協議会等との連携はもちろん、障害福祉圏域における広域連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。医療や就労、介護保険制度等との連携・調整をはじめ、国の制度や県の対応が必要な事項については、国、県の関係各機関との情報交換や必要な要請を行っていきます。

庁内においては、第4章で体系づけた各施策を担当部署が実施するとともに、それぞれの施策を関連付け、総合的・効率的・効果的に実施していくため、障害福祉課が中心となって担当部署と緊密に連携していくこととします。

### ① 土浦市地域自立支援協議会の運営

「土浦市地域自立支援協議会」を定期的開催し、障害者団体、学識経験者、障害福祉サービス事業所やボランティア団体など多様な主体のネットワーク化を図り、保健、医療、福祉、教育、労働、その他多様な分野が連携しながら計画を推進していく体制を確保します。

### ② 全庁的な施策の推進

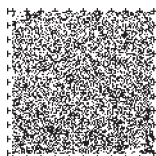
本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に関係部署の連携を図り、全庁的に各種施策を展開することにより、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

### ③ 市民意見の反映

本計画を、障害のある人及びその他の市民、地域等との協働により推進していくため、様々な機会をとらえて障害のある人やその家族、障害者団体等との協議・意見交換を行い、市民の意見や提言等を積極的に取り入れ、計画の策定・見直しに反映させていただきます。

### ④ 必要財源の確保

本計画を確実に推進していくには、必要な財源を確保する必要があります。国及び県に対して、障害のある人のニーズに応えられるだけの十分な負担金や補助金による財政的支援を要望するとともに、市においては、本計画に位置づけた事業に対する予算の確保に努めます。



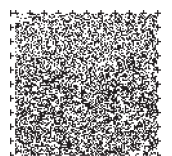
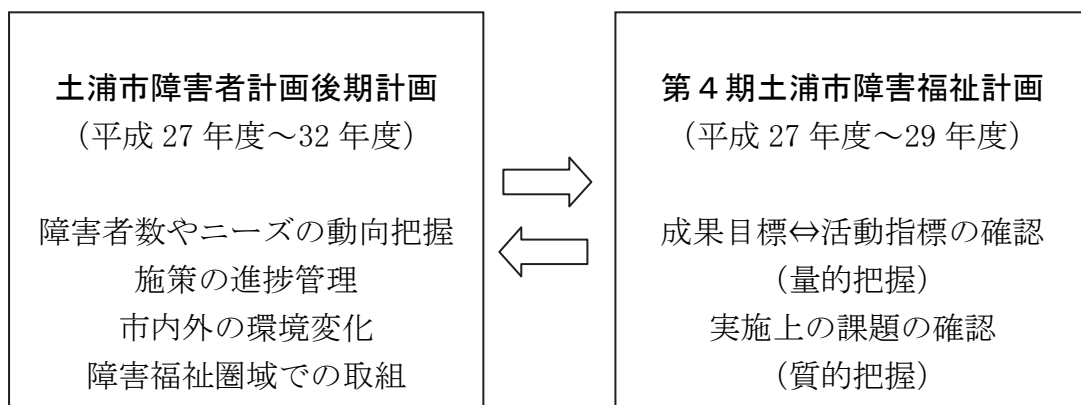
## 2 計画の進行管理

第4期障害福祉計画は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、計画を実施する上で把握された課題等を共有し、更なる工夫・改善を積み重ねていくことが重要です。

本計画の進行管理については、土浦市地域自立支援協議会を中心に、市内の主要な団体、関係の深い広域機関等と進行状況を確認し、これらを通じて保健、医療、教育、就労等の切れ目のない連携の強化につないでいくこととします。

庁内においては、障害福祉課を事務局に、保健福祉部内（障害福祉課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども福祉課）で検討会議を開催し、必要に応じて教育、防災、都市計画等の関連部局及び社会福祉協議会との協議を行います。

### ■土浦市障害者計画・土浦市障害福祉計画の管理



【土浦市障害福祉計画の管理】

第4期計画は、「成果目標」を設定し、その達成に向けて「活動指標」を定め、PDCAサイクルにより達成状況を毎年評価していくこととします。

評価にあたっては、障害福祉課を中心に庁内各課等による評価を行った後、土浦市地域自立支援協議会を中心とする協働体制の中で確認・評価を行っていきます。

なお、評価にあたっては、実施状況や利用状況の量的な確認のほか、事業実施（利用）に際しての問題点や効果など質的な事項も取り上げ、効果や課題を総合的にとらえるよう努め、事業のさらなる改善や計画の見直しにつなげていきます。

■土浦市障害福祉計画の管理

